

平成25年6月定例会 総務委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

藤田元治委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（15時18分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②③）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

八幡経営戦略部長

それでは、6月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の「平成25年6月徳島県議会定例会提出予定議案」により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案14件及び報告11件でございます。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第10号までの9件、その他の議案が第11号から第14号までの4件、報告につきましては第1号から第11号までの11件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案といたしましては、教育委員会委員、人事委員会委員及び公安委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提案させていただきたいと考えております。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、予算案につきましては、お手元に御配付の「平成25年度6月補正予算（案）の概要」を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算案につきましては、TPP、南海トラフ巨大地震や本四高速全国共通料

金制度導入などの課題に対して先手を打ち、迅速かつ効果的に対応するという方針のもと、3つの視点に立って編成いたしました。

1つ目は、（1）に記載のとおり、農林水産業の競争力強化などにより活力ある地域経済の実現を目指す「経済・雇用対策の推進」、2つ目の（2）でございますが、「震災対策条例元年」において地震防災対策を加速するなどの「安全・安心対策の推進」、3つ目の（3）でございますが、本四高速への全国共通料金制度の導入というチャンスを最大限に活かす「宝の島・とくしま」の実現、これらの施策に取り組むこととしております。補正予算の規模でございますが、「2 一般会計補正予算規模」にお示ししておりますとおり、全て一般会計でございますが、10億4,287万円となっております。

資料の2ページ目をお開きください。

まず、上段でございますが、今回の補正に係る歳入でございます。（1）に記載のとおり、「国庫支出金」、「財産収入」、「繰入金」及び「繰越金」となっております。

また、下段の歳出につきましては、（2）に記載のとおりでございますが、「総務費」から「土木費」及び「教育費」におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別内訳については、3ページに記載のとおりでございますが、説明の方は割愛させていただきます。

恐れ入りますが、もう一度、1枚物の「提出予定議案」を御覧ください。予算以外の案件につきまして御説明いたします。

第2号 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第3号 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第4号 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、租税特別措置法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第5号 企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、同意集積区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行うものであります。

第6号 徳島県新しい公共支援基金条例の廃止につきましては、新しい公共支援事業が平成25年9月30日に終了することに伴い、同基金を廃止するものでございます。

第7号 徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法が制定され、県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとする際に意見を聴くための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたことに鑑

みまして、徳島県社会福祉審議会をこれに充てるものであります。

第8号 徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、病床転換支援金を納付する市町村に係る徳島県国民健康保険調整交付金の特例を延長するものであります。

第9号 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第10号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正につきましては、警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められたことに伴い、本県警察官の定員を改めるものでございます。

第11号 損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定につきましては、損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき、平成25年5月7日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

第12号 関西広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決をお願いするものであります。

第13号 上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認につきましては、損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

第14号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可に係る専決処分の承認につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号 平成24年度徳島県継続費繰越計算書につきましては、一般会計2件で、合計金額は、6億2,400万円となっております。

報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書につきましては、一般会計100件、特別会計5件の、計105件で、合計金額は、420億4,775万3,658円となっております。

報告第3号 平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書につきましては、一般会計1件で、金額は、1,346万3,000円となっております。

報告第4号 平成24年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書につきましては、1件で、金額は、1億187万1,000円となっております。

報告第5号 平成24年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書につきましては、2件で、合計金額は、5,084万7,237円となっております。

報告第6号 平成24年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書につきましては、4件で、合

計金額は、5億8,015万1,600円となっております。

報告第7号 平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書につきましては、5件で、合計金額は、7億5,841万3,413円となっております。

報告第8号 訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであり、1件で、金額は、12万3,600円となっております。

報告第9号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、11件で、合計金額は、191万8,600円となっております。

報告第10号 損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、17件で、合計金額は、217万1,000円となっております。

報告第11号 損害賠償(捜査活動に伴う物損事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、金額は、5万円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、お手元の総務委員会説明資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、条例案2件、報告2件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、今回の補正額が400万円であり、補正後の合計額は、諸局を含めまして、1,185億7,700万9,000円となっております。

次に2ページをお願いいたします。

課別主要事項でございますが、秘書課におきまして、広報費としまして、本四高速への全国共通料金制度の導入を見据えた広報に要する経費の補正でございます。

説明資料3ページをお願いいたします。

条例案についてでございますが、3ページに記載しております、2件でございます。内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

専決処分の報告案件についてでございます。

職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分についてでございますが、御覧のとおり7件。合計が131万9,715円について、御報告をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成24年度繰越明許費繰越計算書についてでございますが、管財課所管の本庁庁舎等管理費、情報システム課所管の行政情報化推進費、会計課所管の出納事務費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、やむを得ず繰り越したもので、平成25年2月議会で議決をいただいた繰越明許費の範囲内において、繰越額

の確定をしたものでございます。

今後とも事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。どうぞ、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

藤田元治委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

私からは、地方交付税の削減について、それに伴い、公務員給与がどうなっていくのかということについて、御質問を申し上げたいと思います。まず、このたびの交付税の削減が、46億円であると伺っております。これを全額、公務員の給与削減でもって充てるということをお考えになっているということですが、これ、県の関係の職員さん、何人ぐらいに影響が出るようになっていきますでしょうか。いろんな部局もあると思うんですが、お教え願えますか。

小笠人事課長

今回の、46億円の交付税カットに伴う、給与カットの対象となる職員の数ということで、御質問をいただきました。県全体ということですが、それぞれ申し上げますと、まず、知事部局、それから諸局、病院局、企業局ということで、いわゆる、我々行政の職員を含めてですけれども、その数が4,280人余り。1桁まででなくて、大きな数字で、十人まで、4,280人余りでございます。それから、教育委員会が、8,140人余りでございます。それから、警察の関係が、1,820人余りということで、総計1万4,250人程度になるかと思っております。

黒崎委員

1万4,250人の方の給与削減で、46億円を捻出しようと、現在、交渉中ということですよ。交渉中ですので、どこまでお話が聞き出せるのかということも、あるとは思いますが、4月の最初に連合徳島で、地方公務員の給与を削減した場合に、地方の経済に与える影響ということを発表したと思うんです。確かそれは、徳島県内の市町村も含んでおったんですが、県の職員さんだけで計算するとどのようになりますか。どれぐらい影響があるかという数値と、県庁の職員さんの給与をカットした場合に、どれぐらいになるのだろうかということ、おわかりになりますか。

小笠人事課長

まずですね、連合徳島と徳島県の公務労協、こちらのほうから、4月18日に、県及び市町村の職員の給与カットが、総額として98億円程度行われた場合の県内消費への影響額ということで、18億円程度のマイナス影響が出るという結果が示されております。県におきましても、まず、その98億円という数値について、検証いたしましたところ、多少の違いはございますけれども、ほぼ同じ数値が出たという結果になってございます。

ただいま、御質問がございました、県の職員に限定してカットした場合、どういうふうになるのかということでございますが、仮に減額された地方交付税46億円、これをすべて職員の給与から減額したという仮定の基で、計算いたしますと、消費支出につきましては7.1億円のマイナスということになってございます。あと、生産誘発額であるとか、粗付加価値誘発額であるとか、また、雇用者の減とか、そういった要素もございます。

逆に、今回、46億円の地方交付税のマイナスがございますけれども、プラスの要素といたしまして、防災減災事業ということで、地域の元気づくり事業というものがございます。これで、32億円程度見込んでおるところでございます。これをプラスの面で計算いたしますと、消費支出については、10億円ということでございます。これは、あくまでも、防災減災事業の公共事業が実施された場合ということでございます。この事業そのものが、こういった形になるか、ソフト事業にも使えますので、一概には言えない訳でありますけれども、プラスとマイナスの面があるということで、こういった使い方になるかということで、地域経済への影響というのは変わってくるものと理解しております。

黒崎委員

県庁の職員さんだけに限って計算すれば7.1億円のマイナス要素があるということですよ。それとは反対に、地域の元気づくり事業費で県に配分される部分が32億。それで計算すれば10億円。ちゃんと効果が出ればという話ですね。だいたい、これを両方、そのような形で比べるというのは、ちょっと無理があるのかなと、私は思います。

いずれにしても、2008年の1月から3年3カ月の間、大幅に給与カットを続けてこられましたよね。それから、2011年の4月からは、率をちょっと落として、削減してきました。これを合わせると、どれぐらいの数字になりますか。

小笠人事課長

ただ今の御質問にございましたとおり、本県におきましては、職員の給与カットということで、国に先立って、平成20年1月から、職員の方に御協力いただいております。まず、平成20年の1月から平成23年の3月までの3年3カ月でございますけれども、カット率といたしましては、若手職員の7パーセントから部長級職員の10パーセントということで、今の、国を上回るカット率で、実施させていただきました。その間の職員の影響額としましては、約130億円ということになってございます。その後、平成23年4月から現在まで、カット率を緩和したというものの、若手職員については1パーセント、

部長級については5パーセント、補佐級や課長級も、それぞれ率がある訳ですけども、5パーセントから1パーセントのカット率を現在も続けさせていただいております。

平成23年、24年の2カ年度のトータルといたしまして、約26億円の御協力をいただいております。したがって、この5年間を合わせますと、約156億円の協力をいただいておりますということになってございます。

黒崎委員

国に先んじて156億円。5年間、給与カットをやってきたという、この現実については、どのように評価なさっているのか、お尋ねしたいんですが。

小笠人事課長

この156億円を、5年間にわたって、職員の協力のもとで、減額させていただいているということの認識ということで御質問いただいております。給与カットそのものにつきましては、知事も申しておりますけれども、いわゆる禁じ手ということで、本来あるべき給料を支払うべきだろうと思っておりますけれども、今日の財政状況に鑑みて、職員の皆様方の御協力により、156億円という額を御協力いただいていることについては、ありがたいと思っておりますし、また、それぞれ生活がある職員にとって、大変申し訳ないという気持ちでおります。

黒崎委員

小笠課長さんが、職員の皆さんには気の毒なっていうけど、貴方も職員でありますから、我々からすればですね、大変頑張っていたというところでございますが、そういう現実がある一方で、とくしま未来創造プランの中では、県庁の職員を3,000人を目標に少なくしていこうと、おそらく、仕事の量を減らそうという話じゃなくて、職員さんを3,000人に減らしていこうとしている。仕事の質は高めなあかんし、やる気も持ってもらわないかん。仕事はそのまんま片付けてくださいよ、でも職員さんはドンドン減らして3,000人までいきますよということなんですが、これについては、今、現在、3,168名ということで、あと168名で、3,000人に到達するというところでございますが、職員の皆さん、夜遅くまで、残業もなさってますけど、大変じゃないですか、心身共に疲れて。そういったことっていうのは、仕事に影響してこないんでしょうか。

小笠人事課長

先ほどの給与の関係と併せまして、いわゆる総人件費の抑制ということもございまして、職員数につきましては、とくしま未来創造プランに基づきまして、3,000人体制を目指すということで、徐々に職員数を減らしているところでございます。ただ、最近におきましては、減少率を緩和しながらやっているというところでございます。

職員の配置につきましても、やはり向き不向きというものもございますし、経験といった

ものもございます。そういったことも踏まえながら、できるだけ適所という形で職員を配置することにより、確かに質、量ともに高いレベルのものを求められておりますけれども、職員一丸となって、仕事をこなしていく必要があると思っております。職員のモチベーションという意味で、やる気ということで、いろいろ、我々も工夫しながら、やっていきたいと思っております。例えばの話でございますけれども、職員に対する表彰でありますとか、そういった枠を拡大するなどによって、職員のモチベーションの維持、こういったものにも努めていきたいと思っております。

黒崎委員

今、お話をお伺いしましたけど、表彰してくれたからといって、そのところは、どうなのかなというのはありますけどね。例えばですね、今日は医療は関係ない委員会ですけど、「地域医療」ということを考えてみたところ、この中には当然ながら病院の先生がいるわけですよね。その病院の先生が給与カットによって、職を離れていく。地域の医療をどうやって守っていくんかいなど。そんな心配も実は、今、若干なりと、あります。そればかりが、話の中心ではございませんがね、ただ、そういうことも考えられるかなとも思います。これは、7月に結果が出るんですよね。ということは、6月中に結果を出さないといけない話です。徳島新聞にも出ていましたが、昨日の職員組合との交渉は、妥結にはほど遠いという内容だったんでしょうか。

小笠人事課長

職員組合とは、これまで、2回ほど、交渉をさせていただいております。先ほどの交付税の減額を入れた改正交付税法案が可決、成立したことを受けまして、5月15日に職員組合に、協議の申し入れをさせていただきました。その後、2回ほど交渉をさせていただいておりますけれども、まだ、職員組合との交渉は終結していないという状況でございます。交付税がカットされた現実を踏まえる中で、職員の皆様方の意見も真摯に聞きながら、交渉をやっていきたいと思っております。

黒崎委員

地域の元気づくり事業費として、32億円あるということですが、この32億円の使い道は、もう既に決まっていますか。

坂本財政課長

今回の件での影響額ということで、改めて申しますと、給与分の影響額としては46億円の減と、一方で地域の元気づくり事業ということで、本県は32億円得られる見込みとなっております。経緯を申しますと、まず、国家公務員給与が、昨年度、今年度で平均7.8パーセント削減されております。そういったこともあって、地方公務員も給与を削減してくださいと、国からの要請があったわけなんですけども、要請だけじゃなくて、一方的に

交付税も切るという話がありました。地方側としては、それは当然受け入れられないということで、声をあげてきたわけなんですけど、その成果もあり、これまで地方というのは行革を国に先んじてやってきたというところも見てくれたということもあって、今回の元気づくり事業というものが創設されたということになっております。地方公務員の給与をカットしてください、カットだけではなくて、併せて東日本大震災を契機として、防災減災事業の必要性というのは非常に高まっておりますし、地域の活性化事業もやる必要があるでしょうということで、この地域の元気づくり事業というものが創設されたという経緯がございます。そういう経緯がありますので、これは是非、地方公務員給与を削減させていただいて、その財源をもって、地域の元気づくりにつながるような事業を実施させていただきたいと考えております。

また仮に、46億円の埋め合わせとして、この32億を使ったらどうかという話もあるんですが、そうした場合に、来年度以降の交付税が切られる口実を与えることにもなってしまいかねないという懸念もありますので、是非とも御理解いただきたいと思います。

黒崎委員

32億円を、弾力的に給与削減に充当したらどうかと、お願いするつもりだったんですが、先に坂本課長さんから、それはどうも使い難いという表現でした。まだ職員組合との交渉がありますから、もう少し弾力的に、誠意をもって、交渉をしていただきたいと思います。

5年にわたって、156億円もの削減をやってきたんです。委員会が始まる前に、雑談をしていたら、私の初任給は、大学を卒業してすぐ10万8,000円だったけど、今はいくらかと聞いたところ、県庁は、20万円ぐらいということです。民間も全て平均して計算したら、20万8,000円というのが、今の相場です。大学を卒業して、1番最初の手取りが、20万8,000円です。手取りですのでね、極端に、そんなに高いなという感じはしません。私も民間で、何年かおりましたけど、あまり極端に違わんのかなということは感じるところでございます。ですから、156億円も辛抱してきた訳ですよ、5年間にわたって。家を建てた人もおるだろうし、金利が上がってきたら、また、ドンと高いお金を払わないといけない。私みたいに、就職しとんのにから、まだ、ちょっと仕送りしたるかって、家内が秘密で仕送りしたりしよる家庭もあるぐらいです。その辺のことは、各家庭いろんなことがありますから、全てが納得できるようにするのは、難しいですけど、やっぱり、そこはそれ、気持ちというものが、誠意が、県庁でも必要なんだろうなと、私は思います。

是非とも、誠意を持った対応を。後はもう、通過しかないんでしょう。次の交渉でまとめたいぐらいの気持ちでおる訳でしょ。ですから、是非とも、弾力性のある、誠意をもった交渉に臨んでいただきますことを、お願い申し上げたいと思います。

小笠人事課長

職員組合との交渉にあたりましては、職員の皆さん方の生の声というものを真摯に聞きながら、我々としても、交付税がカットされているという現状も踏まえながら、慎重に検

討していきたいと思っております。また、今回の改正ということになれば、7月1日から給与カットをさせていただくということになりますので、この10日から開会いたします6月議会において、御審議いただく必要がございます。職員組合との交渉にも、スケジュール感を持って、臨んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

黒崎委員

地方交付税削減に関して、給料が削減されるということにつきましては、誠意を持って対応していただけるということでございますので、是非ともよろしくお願いを申し上げます。

もう一点だけ、質問をさせていただきます。

共通番号制度というのが、やっと国会を通りました。私は、これについては、大変良かったなと思っております。会計管理者の床桜さんが、以前、担当でおられた時に、共通番号制にした場合、個人情報保護という観点もあるんだけど、とくしま未来創造プランで3,000人を目標に、職員さんが、ドンドンドンドン減っていく中で、業務を合理化していかないかということもある。私は、共通番号制度というのは、これに合っていると思うんです。3年先に導入するという政府の話でございますが、これには、えらいお金がかかってくるという話も出てきています。徳島県として、これからどういった段取りで、国との相談が始まるのか、もう既になんばか相談されているのか、そのあたりだけでも、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

藤田元治委員長

小休いたします。(15時52分)

藤田元治委員長

再開いたします。(15時53分)

黒崎委員

では、付託委員会で伺います。

木南委員

説明資料を見ると、秘書課の広報費として400万円の補正予算が計上されています。摘要欄を見てみますと、「とくしま戦略的プロモーション事業」とある。たぶんこれは、スタートダッシュ事業の一貫かなと思うんですが、このスタートダッシュ事業というのは、各部局に名前がついとんですが、全体的にどれぐらいあって、どういう施策があるのか、そこらあたりを、お答えいただきたい。

坂本財政課長

今回の6月補正予算(案)で、大きな柱の1つとして、本四高速全国共通料金制度導入にあたっての対応、戦略と言うことがございます。スタートダッシュ事業として、総括的に体系立てて組んでおりまして、そのトータル額が9,126万円となっております。そのうちの一部として、今回、先ほど委員からお話がありました、広報費の400万円というところでございます。予算的には、それぞれの所管課で計上、執行していく訳になるんですけども、全体的な、県庁全体でもとりまとめをして、重複が無いなり、効率的に事業を執行していくという観点から、政策創造部が所管して、とりまとめているという状況です。

上田県政広報幹

ただいま、委員から御質問があった件でございます。とくしま戦略的プロモーション事業ということで、400万円につきましては、マスメディアを利用した情報発信ということで、計上させていただいております。この事業の目的といたしましては、平成26年度に実現見込みとなっております、本四高速への全国共通料金制度の導入、これを千載一遇のチャンスということでとらえまして、県外からの観光誘客や企業誘致、また県産品の販路拡大や交流の活性化につなげるために、効果的かつ効率的な広報活動、これを実施したいと考えております。新聞の広告によるPRということで、デザインにも趣向を凝らしまして、関西を中心としてメディアに打って出たいと考えております。また、これ以外に、県広報媒体交換事業ということで、県の広報誌等を他県と交換をいたしまして、有効に活用していきたいと、このように考えております。以上でございます。

木南委員

何でお聞きしたかという、実は、政策創造部から、皆さんお持ちの政策創造部資料1「本四高速全国共通料金対応戦略(案)」というのが出た訳です。この中を見てみると、各部局にまたがってますから、政策創造部関係の委員会で質問したら、これは農林ですよと言われるかなと思ひまして。予算を組んでいただいた財政課の説明では、補正予算の総額が9,126万円、重複をさけるために政策創造部がとりまとめるということだったので、それで結構です。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、7月31日から8月2日までの3日間の日程で、視察したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたし

ます。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(15時58分)